

介護予防短期入所生活介護重要事項説明書

1. 事業所の概要

事業所名	特別養護老人ホーム うららか春陽荘
所在地	高知市春野町西分4660番地 電話088-894-4111 FAX088-894-4157
管理者名	藤原 一生
事業者指定番号	高知県第3970103176号
サービス提供地域	高知市、土佐市、いの町

2. 設備の概要

定員	10名	併設型10名（空床利用型）
個室	10室	
食堂	1室	40.71㎡
浴室	1室	個浴槽と特殊浴槽があります。
医務室	1室	29.3㎡
機能訓練室	1室	45.5㎡

3. 職員の配置状況

(1) 主な職員の配置状況

職 種	常 勤	非常勤	計	備 考
施設長	1名		1名	
管理者	1名			施設長と兼務
医師		(2名)	(2名)	特養と兼務
生活相談員	1名		1名	
管理栄養士	(1名)		(1名)	特養と兼務
機能訓練指導員	(1名)		(1名)	看護職員兼務

職 種	常勤	非常勤	計	備 考
事務職員	(1名)		(1名)	(特養と兼務)
看護師	1名		1名	
准看護師		1名	1名	
介護福祉士	7名		7名	
調理員	2名		2名	
宿直員		(3名)	(3名)	(特養と兼務)
清掃員	(1名)		(1名)	(特養と兼務)

(2) 主な職種の勤務態勢

職 種	勤 務 体 制
医師 (特養勤務)	内科 毎週火曜日 9:00～12:30 精神科 月2回
生活相談員	平日 8:30～17:30
介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早出 6:30～15:30 ・ 7:00～16:00 2名 日中 8:30～17:30 ・ 10:00～19:00 2名 遅出 13:30～22:30 2名 夜間 22:30～7:30 1名
看護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 日中 8:30～17:30 1名
機能訓練指導員	看護職員と兼務

※土日は上記と異なります。

(3) 職員の研修体制

職員の資質の向上を図るため、下記のとおり研修を行っています。

- ① 採用時研修 採用後1か月以内
- ② 継続研修 年2回

4. サービスの内容及び利用料金

当施設では、利用者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて、次のとおりです。

- 利用料金が介護保険から給付される場合
- 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合

(1) 当施設が提供する基準介護サービス

以下のサービスについては、居住費（滞在費）、食費を除き通常9割が介護保険から給付されます。

[サービスの内容]

種 類	内 容
居室の提供	・全室個室
食 事	<ul style="list-style-type: none"> ・管理栄養士の立てる献立表により、栄養、利用者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。（ただし、食材料費は給付対象外です。）食事はユニット内で調理し、利用者の五感に働きかけるよう提供します。 ・食事は基本的に食堂でとっていただけるよう配慮します。利用者の希望する時間にゆっくりと食堂でとっていただけるよう配慮します。 <p>（食事時間）</p> <p style="padding-left: 40px;">朝食 7：30～</p> <p style="padding-left: 40px;">昼食 12：00～</p> <p style="padding-left: 40px;">夕食 17：30～</p>
排 泄	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。 ・おむつを使用する方に対しては、必要な場合に必要都度、随時交換を行います。
入 浴	<ul style="list-style-type: none"> ・週2回以上の入浴を行います。また必要な方には個別にシャワー浴や清拭等を行います。
機能訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・機能訓練指導員のもと、利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の継続又は低下を防止するための訓練を実施します。
健康管理	<ul style="list-style-type: none"> ・看護職員・介護職員が、健康管理を行います。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。 ・生活のリズムを考え、適切なケアを行うよう配慮します。 ・ご家族はまたはお本人の思いに沿った生活を維持するように援助します。 ・利用者が楽しみをもって利用できるよう努めます。

※ 第三者評価は、実施しておりません。

[サービス利用料金]

介護保険給付対象サービスを利用する場合は、1日当たり下記の自己負担額（サービス費の原則1割又は2割又は3割）をお支払いいただきます。

	要支援1	要支援2	
サービス費	5,290円	6,560円	
自己負担額	529円	656円	
サービス提供体制強化加算 I	22円		
介護職員等 処遇改善加算 I	介護報酬単位数（基本サービス費＋各種加算）にサービス別加算率（14.0%）を乗じ算定する。 この加算は、区分支給限度基準額の算定対象から除外する。		

[その他の加算]

送迎加算	184円	ご利用者の心身状態やご家族の諸事情等により送迎が必要と認められ、ご自宅と当施設間の送迎を行った場合、加算されます。
療養食加算	8円/1回	厚生労働大臣の定める療養食を年齢、心身状況によって適切な栄養量及び内容の食事を管理栄養士の管理によって提供されている場合、加算されます。1日3食を限度とし、1食を1回として1回単位とする。
若年性認知症 利用者受入加算	120円	介護保険法施行令第2条第6号に規定する初老期における認知症によって法第7条第3項に規定する要介護となった入所者を受け入れた時加算されます。

(2) 介護保険給付対象外のサービス

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者の負担となります。

一部現金払いもありますので、お構いなければお小遣を持参願います。

種類	内容	利用料金	
居住費	ユニット型個室	第一段階	1日 880円
		第二段階	1日 880円
		第三段階①	1日 1,370円
		第三段階②	1日 1,370円
		基準額（第四段階）	1日 2,066円

食材料費	新鮮で安価な食事を提供します。		朝食	昼食	夕食
		基準額	360円	605円	480円
		第一段階	300円		
		第二段階	600円		
		第三段階①	1,000円		
		第三段階②	1,300円		
レクリエーション	ご希望により、レクリエーション活動に参加いただけます。 カラオケ 年間の季節ごとの行事 納涼祭 喫茶店 ※飲食物料金別途				

(3) 利用料金の支払い方法

前記(1)、(2)の料金・費用はお小遣の中から現金支払いした物を除き、利用終了月末締とし、翌月10日以降に請求書を送付します。下記のいずれかの方法でお支払いください。

①口座引落とし	
②窓口で現金支払い	お帰りの際に窓口でお支払いください。
③銀行振込	四国銀行 弘岡支店 普通預金 0064080 口座名 特別養護老人ホーム うららか春陽荘 施設長 藤原 一生

※保険料の滞納などにより、市町村から保険給付金が支払われない場合は、一旦利用料金(10割)をいただき、サービス提供証明書を発行します。

サービス提供証明書を後日、所轄の市町村の窓口へ提出しますと、払い戻しを受けることができます。

5. キャンセル

(1) 利用者がサービスの利用をキャンセルする場合は、速やかに次の連絡先までご連絡ください。

連絡先(電話) 088-894-4111 担当まで

(2) 利用者の都合でサービスの利用をキャンセルする場合は、できるだけサービス利用開始日前日の午後5時30分までにご連絡ください。午後5時30分以降のキャンセルは、場合によってはキャンセル料をいただく場合がありますので、ご了承ください。

ただし、利用者の容体の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要です。

6. 営業日及び予約の方法

営業日	年中無休
予約の方法	ケアプランを作成した地域高齢者支援センター又は居宅介護支援事業所を經由して申し込みます。

7. 当事業所の運営方針

(1) 運営方針

利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者及び家族の立場に立った援助の基本姿勢を忘れる事なく、コミュニケーションを密にし、利用者の個別のニーズを見逃さず対応するなど、ご家族の方の介護負担の軽減や利用者の生活の質の向上に努力します。

- 利用回数については、地域高齢者支援センター又は居宅介護支援事業所が作成したケアプランに基づいた利用回数を原則とします。
- 他のサービス提供事業所と連携を密にし、利用者個々のニーズに応じた対応を行います。
- 施設内でもケアプランを作成し、個別処遇に勤めます。
- 利用者または家族より希望があった場合は送迎を行い、利用者のスムーズな入退所を援助します。また送迎の実施地域は原則として高知市、土佐市、いの町とします。
- 苦情に関する窓口を設置し、苦情があった場合には迅速かつ適正な対応を行います。
- 利用者及び家族の了解を得て、主治医の方に意見をお尋ねすることがあります。
- 服薬については、主治医の処方に基づき対応させていただきます。
- ご利用者の利用希望者によっては、特別養護老人ホームの入居の方が入院しているベッドを利用していただく場合があります。

8. 協力医療機関

医療機関の名称	医療法人仁泉会 朝倉病院
所在地	高知市朝倉丙1653-12
診療科	内科、神経内科、消化器科、循環器科、精神科、放射線科、リハビリテーション科

9. 協力歯科医療機関

医療機関の名称	広田歯科
所在地	高知市春野町芳原3401

10. 相談窓口、苦情対応

(1) サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

当事業所お客様相談窓口	電話番号	088-894-4111
	FAX番号	088-894-4157
	管理者	藤原 一生 生活相談員 利岡 雅
	対応時間	月曜から金曜 午前8時30分より午後5時30分まで ただし緊急等の場合は24時間対応

(2) 公的機関においても、次の機関に対して苦情の申し立てができます。

高知市相談窓口	所在地	高知市本町5丁目1-45
	担当課	介護保険課
	電話番号	088-823-9972
	FAX番号	088-824-8390
	対応時間	月曜から金曜 午前8時30分より午後5時30分まで
土佐市相談窓口	所在地	土佐市高岡町甲1792-1
	担当課	健康福祉課
	電話番号	088-850-2501
	FAX番号	088-850-2433
	対応時間	月曜から金曜 午前8時30分より午後5時30分まで
いの町相談窓口	所在地	吾川郡いの町1400番地 すこやかセンター内
	担当課	福祉課
	電話番号	088-893-3811
	FAX番号	088-893-1101
	対応時間	月曜から金曜 午前8時30分より午後5時30分まで

※その他の地域の方は、お住まいの市町村介護保険相談窓口をお願いします。

高知県国民健康保険団体 連合会（国保連）	所在地	高知市丸の内2-6-5
	電話番号	088-820-8410・8411
	FAX番号	088-820-8413

	対応時間 月曜から金曜 午前9時00分より午後4時00分まで
--	-----------------------------------

11. 事故発生時の対応

- (1) サービスの提供により利用者に対する事故が発生した場合、事業者はただちに利用者のご家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業所、関係市町村に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ記録を残します。
- (2) サービス提供者の責任により、利用者に対し賠償すべき事故が発生した場合は速やかに損害賠償の手続きを行います。
- (3) サービスの提供による利用者の事故が発生した場合には、関係者はその原因を解明し、再発防止に努めるため職員会議などにより事故防止を徹底します。

12. 虐待防止について

- (1) 高齢者虐待推進として担当者を設置、委員会を開催し「権利擁護」に対する意識向上を目的とした研修を定期的に行います。
- (2) 虐待が発生した場合、施設長の指示のもと「事実確認」に努め、必要と思われる関係機関（市町村・地域包括支援センター等）へ報告を行い、臨時委員会を開催。48時間以内の対応の完結とする。

身体拘束について

- (1) 当施設では、身体拘束は行いません。ただし、やむをえず身体拘束を行う場合は、利用者本人又はご家族に十分事情を説明の上、書面による同意を得た後、期間を定めて行います。
- (2) 身体拘束を行った場合は、定期的に見直しを実施し、すみやかに身体拘束が解除できるよう努めます。

13. ハラスメントの防止について

事業所は、介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。

事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。

- (1) 身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為
- (2) 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
- (3) 意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為

ハラスメント行為等により、信頼関係を築くことが出来ないと判断した場合は、サービス中止や契約解除等の措置を講じます。

14. 施設利用にあたっての留意事項

面会時間	面会時間 8:00～21:00 来訪者は、受付にて面会票に記入し、その都度ユニットにお渡しください。
外出	外出される場合には、事前にお申出ください。
居室、設備、器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法にしたがってご利用ください。 これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただくことがあります。
喫煙	決められた場所以外での喫煙はお断りさせていただきます。
迷惑行為等	故意による騒音等、他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮願います。
金銭、貴重品の管理	自己管理できる方以外は、施設にて金銭、貴重品はお預かりしますので事前にお申出ください。
所持品の持ち込み	日常生活用品等は原則として自由ですが、電気製品や家具等についてはあらかじめご相談ください。 ただし、危険物の持ち込みはご遠慮願います。
宗教活動	利用者やご家族などによる第三者への布教活動はご遠慮願います。
ペット	ペットの持ち込みはご遠慮ください。

15. 当法人の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 長い坂の会
代表者氏名	理事長 田辺 裕久
所在地・電話	高知市針木北1丁目14-30 電話 (088) 856-6607 FAX (088) 856-6608
事業概要	特別養護老人ホーム やすらぎの家
	短期入所生活介護特別養護老人ホームやすらぎの家
	認知症高齢者グループホームほのぼのの家
	デイサービスセンター くつろぎの家
	デイサービスセンター わかくさの家
	小規模多機能居宅介護 わかくさ
	くつろぎの家訪問入浴サービス
	居宅介護支援事業所 高知市在宅介護支援センターあさくら
	高知市朝倉地域包括支援センター
	高齢者世話付住宅(シルバーハウジング)生活援助員派遣事業(若草)
	特別養護老人ホーム うららか春陽荘

